

（令和 10（2028）年度採用者）
あきた企業連携型奨学金返還助成【対象者】募集要項

秋田県では、官民を挙げて大卒者等（学位（短期大学士を除く）又は称号（準学士及び専門士を除く）の取得者・授与者、職業能力開発大学校の応用課程修了者、その他知事がこれらと同程度と認める者）の更なる県内定着・回帰を促進するため、本県産業の新時代への挑戦に向けて飛躍を目指す企業と連携し、県内就職する大卒者等の奨学金返還を支援する「あきた企業連携型奨学金返還助成制度」（以下、「本制度」という。）を実施します。

1 助成対象者

本制度は、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- 秋田県内での就職日以降に、別表 1「別に定める奨学金」に掲げる奨学金（以下「助成対象奨学金」という。）を返還予定または返還中であること。

- 定住に関する要件

次のア～イのいずれかに該当し、定住の意思を持って県内に住所を有するもの。
ただし、一時的な県外事務所等での勤務はこの限りではない。

ア 令和 9 年度以降に大学等（高等教育機関のうち大学・大学院・高等専門学校等、学位取得相当に該当する課程がある機関）を卒業・修了（その後に進学した大学院等の高等教育課程での卒業、修了及び中退を含む。）し、令和 10 年 4 月 1 日以降に、秋田県内に居住していること。

イ 令和 8 年度以前に大学等を卒業・修了（その後に進学した大学院等の高等教育課程での卒業、修了及び中退を含む。）し、通算 1 年以上、秋田県外に居住（大学等での就学期間は、県外の居住実績に含まない）し、令和 10 年 4 月 1 日以降に、秋田県外から秋田県内に転入し居住していること（※ 1）。

※ 1 令和 10 年 4 月 1 日以降の県内就職のために、令和 10 年 4 月 1 日より前に県内に転入している等、特別な理由があると認められる場合を含む。

- 就労に関する要件

令和 10 年 4 月 1 日以降に、別表 2 に掲げる「登録企業」に正規雇用（※ 2）され、かつ6 年以上継続して就業する意思があること。

※ 2 正規雇用とは次の全てに当てはまる雇用形態とする。

- ① 期間の定めのない労働契約をしていること。
- ② 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
- ③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

- 本制度の利用を希望する者であること。
- 公務員等（会計年度任用職員、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人を含む）でないこと。

- 本制度による助成期間内に、本制度以外の助成制度（県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く）による返還支援や返還額の減額、又は免除等を受ける予定がないこと。

2 募集期間（令和 10 年度認定申請）

令和 10 年 4 月 1 日（土）から令和 11 年 2 月 20 日（火）まで（消印有効）

3 募集人員

上限なし

4 手続きの流れ

申請者は、所属する企業を経由し認定申請・交付申請・請求書を県に提出し、県は申請内容を審査し、企業を経由し審査結果を申請者に通知する。

（例 令和 10 年 3 月大学卒で同 4 月 1 日に県内就職し、同 10 月に奨学金返還開始の方）

申請者の提出書類等			秋田県
就職 1 年目	R 10. 4 月 ～ R 11. 2 月	認定申請	・ 認定申請内容の審査及び認定
	R 10. 10 月	奨学金返還開始	
就職 2 年目	R11～R16 毎年10月 ～ 11月	交付申請（1 回目） ・ 交付申請書 ・ 返還実績等の資料 ・ 請求書の提出	・ 交付申請内容の審査、交付決定 ・ 請求書に基づき助成金を交付
就職 3 年目		交付申請（2 回目）	
就職 4 年目		交付申請（3 回目）	
就職 5 年目		交付申請（4 回目）	
就職 6 年目		交付申請（5 回目）	
就職 7 年目		交付申請（6 回目）	

5 提出書類（認定申請時）

- 助成対象者認定申請書（様式第 7 号）
- 奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書（様式第 8 号）
- 奨学金の名称、貸与金額、貸与期間、返還金額等を証明できる書類
 - ①日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）の利用者の場合
 - ・ 奨学金貸与証明書・奨学金返還証明書
 - ②秋田県育英会奨学金の利用者の場合
 - ・ 奨学金貸与・返還等証明書
 - ③その他の奨学金の利用者の場合
 - ・ 奨学金貸与等証明書
- 最終学歴の卒業を証明できる書類
 - （卒業証明書、卒業証書(写)、学位記(写)など）
- 住民票（認定申請日から 3 か月以内でマイナンバーの記載のないもの）

6 提出書類（交付申請時）

交付申請書ほか認定通知書送付時に案内する。

7 助成額

助成額（※1）	助成率（※2）	助成期間・回数（※3）
最大120万円 上限20万円／年×6年	年返還額の 10／10	返還期間に応じて最大6年間 1年分を年払い×最大6回

※1 千円未満切り捨て

※2 年返還額は、約定利息を含み、遅延利息・延滞金は除きます。約定した返還時期が到来する前に繰上返還した額の取扱いについては、お問い合わせください。

※3 返還期間が3年間の場合は3年（3回）、返還期間が12年間の場合は6年（6回）

8 助成方法

（1）助成対象者の認定

県は、令和10年度に登録企業に採用された大卒者等からの申請により助成対象者として認定する。企業は認定申請に必要な書類を揃え、「あきた企業連携型奨学金返還助成金に係る認定申請について」（様式第9号）を添付し、県へ提出する。

（2）助成金の交付決定

県は、認定の翌年度以降、助成対象として認定された者の、1年間毎の奨学金返還実績等を審査し毎年（最大6年間）交付決定する。企業は交付申請に必要な書類を揃え、「あきた企業連携型奨学金返還助成金に係る交付申請について」（様式第13号）を添付し、県へ提出する。

（3）助成対象者への助成金支払い

交付決定した額を、請求に基づき本人の銀行口座へ県から直接振り込みする。

9 助成対象者の認定・助成金交付決定の取消

認定・交付決定を受けた者が次のア～エのいずれかに該当すると認めるときは、認定・交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずる。

ア 提出した書類の記載事項に虚偽があるとき

イ 対象者の認定・助成金交付決定通知書に記載の条件に違反したとき

ウ 県から報告等を求められた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わないとき

エ その他知事が不相当と認めるとき

10 助成金の返還命令

交付決定の取消を決定した場合は、その旨を、様式第17号により交付決定を受けた者に通知する。また、返還を命ずる必要がある場合は、併せて返還を命ずる。

1 1 問合せ先・提出先

〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目 1-1

秋田県人口戦略部移住・定住促進課 調整・県内定着促進チーム

TEL : 018-860-3751 E-mail : iju@pref.akita.lg.jp